

第6期湯河原町障がい福祉計画 第2期湯河原町障がい児福祉計画

令和3年度 ～ 令和5年度



令和3年3月
湯河原町

「障がい」の表記について

湯河原町では、従来「障害」と表記していたものについて、法律名、団体名などの固有の名称などを除き、公文書、広報、ホームページなどにおいて、負のイメージが強い「害」の字を用いなくて、「障がい」と表記しています。

はじめに

町では、「湯河原町新総合計画」を基本とし、「湯河原町障がい者計画」を上位計画として位置付けた、「湯河原町障がい福祉計画」と「湯河原町障がい児福祉計画」を策定しています。

このたび、平成30年3月に両計画を一体的に策定した第5期障がい福祉計画と第1期障がい児福祉計画の計画期間が令和2年度で終了となることから、新たに第6期湯河原町障がい福祉計画と第2期湯河原町障がい児福祉計画を前計画と同様に一体的に策定することといたしました。

障害者基本法に位置付けられた「障害者計画」は、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を定める長期計画であるのに対し、「障害福祉計画」は、障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などをお示しするものです。

施策の実施にあたりましては、障がい児者が地域の中で安心して豊かに「その人らしく暮らす」ことができるよう、必要な人に必要なサービスが提供されること、また、町単独での提供が困難なサービスにあっては、近隣市町とも連携を図りながら、圏域として提供できるよう、検討や体制づくりを引き続き行っていくことにより「ひとりひとりを大切に」取り組みを推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご協力をいただきました「湯河原町障がい福祉のあり方検討会」委員の皆様、障がい児者及びその保護者の皆様、事業所、関係機関及び町民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和3年3月

湯河原町長 **富田 幸宏**

— 目 次 —

第1編 総論

第1章	計画の概要	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の期間	4
第2章	湯河原町の障がい者を取り巻く現状	5
第1節	総人口等の推移	5
1.	総人口の推移	5
2.	年齢3区分別人口の推移	5
3.	世帯数の推移	6
4.	障害者手帳所持者の推移	7
	(1) 障害者手帳所持者数の推移と人口との構成比	7
	(2) 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移	8
第2節	成果目標の状況	9
1.	施設入所者の地域生活への移行状況	9
2.	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
3.	地域生活支援拠点等の整備	9
4.	福祉施設から一般就労への移行	9
5.	障がい児支援の提供体制の整備等	9
第3節	障がい福祉サービス等の利用状況	10
1.	障がい福祉サービスの状況	10
2.	児童福祉法サービスの状況	12
3.	地域生活支援事業の状況	13

第2編 各論

第1章	基本指針等	15
-----	-------	----

第1節	基本指針について	15
1.	障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	15
2.	市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等	15
3.	入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	16
4.	地域共生社会の実現に向けた取組	17
5.	障害児の健やかな育成のための発達支援	17
6.	障害福祉人材の確保	18
7.	障害者の社会参加を支える取組	18
第2節	障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	19
第3節	相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	19
第4節	障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	19
第2章	基本理念等	21
第1節	基本理念	21
第2節	基本的な視点	21
1.	日中活動と生活の場の分離	21
2.	地域生活支援の取組	21
3.	施設の機能	22
4.	地域生活を支えるサービスの充実	22
5.	障がい種別によらない福祉サービスの一元的な実施	22
第3節	総合的なサービスの全体像	23
第3章	障がい福祉サービス等の見込量と確保策	25
第1節	障がい福祉サービス等の成果目標	25
1.	福祉施設の入所者の地域生活への移行	25
2.	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	26
3.	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	26
4.	福祉施設から一般就労への移行等	27
5.	障がい児支援の提供体制の整備等	29

6.	相談支援体制の充実・強化等	30
7.	障がい福祉サービス等の質の向上	30
第2節	障がい福祉サービスの見込量（総括表）	31
第3節	障がい福祉サービスの種類別内容と見込量	32
1.	訪問系サービスについて	32
	（1）訪問系サービスの種類と内容	32
	（2）訪問系サービスの見込量	33
	（3）訪問系サービスの見込量確保のための方策	33
2.	日中活動系サービスについて	34
	（1）日中活動系サービスの種類と内容	34
	（2）日中活動系サービスの見込量	36
	（3）日中活動系サービスの見込量確保のための方策	37
3.	居住系サービスについて	37
	（1）居住系サービスの種類と内容	37
	（2）居住系サービスの見込量	38
	（3）居住系サービスの見込量確保のための方策	38
4.	相談支援サービスについて	39
	（1）相談支援サービスの種類と内容	39
	（2）相談支援サービスの見込量	39
	（3）相談支援サービスの見込量確保のための方策	40
5.	地域生活支援拠点等の整備について	40
6.	その他、見込量確保のための方策について	40
第4節	障がい児支援の提供体制の整備（総括表）	41
第5節	障がい児支援提供体制の種類別内容と見込量	42
	（1）児童福祉法サービスの種類と内容	42
	（2）児童福祉法サービスの見込量	44
	（3）児童福祉法サービスの見込量確保のための方策	45
第6節	相談支援体制の充実・強化等	46
第7節	障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築	46

第4章	地域生活支援事業の実施に関する事項	47
第1節	地域生活支援事業の概要	47
第2節	地域生活支援事業の見込量（総括表）	47
第3節	地域生活支援事業の内容と見込量	48
	（1）地域生活支援事業の種類と内容	48
	（2）地域生活支援事業の見込量	51
	（3）地域生活支援事業の見込量確保のための方策	52
第5章	計画の推進	53
第1節	計画の周知	53
第2節	計画の推進体制の確立	53
第3節	国・県・近隣市町との連携	53
第4節	計画の進行管理	53
第5節	計画の達成状況の点検及び評価	54
資料編		
1.	湯河原町障がい福祉のあり方検討会	55
2.	障がいに関する用語集	58

第 1 編

総 論

第 1 章 計画の概要

第 2 章 湯河原町の障がい者を取り巻く現状

第1編 総論

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

わが国では、平成21年12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、障害者権利条約締結のために必要な国内法の整備を始めとし、障害者制度改革のための議論を進めてきました。その結果、障害者基本法の一部改正（平成23年7月）を始めとし、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）の制定（平成23年6月）、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の制定（平成24年6月）により、応益負担を原則とする障害者自立支援法が廃止され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）となりました。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の制定（平成25年6月）、精神障害者の医療及び保護を行い、障害者総合支援法と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の一部改正（平成25年6月）等が行われ、平成26年1月に障害者権利条約が批准されました。

国は、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度の5年間を対象とし「障害者基本計画(第4次)」を策定しました。

基本原則は第3次計画と同じ、①地域社会における共生等（障害者基本法第3条）、②差別の禁止（障害者基本法第4条）、③国際的協調（障害者基本法第5条）の3つを掲げています。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号）が平成28年6月3日に公布され、市町村障害児福祉計画を策定することや障害者総合支援法に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができることなどが定められました。

湯河原町では、「障がいのある人の自立と皆でつくる共生社会」の考えに基づき、障がいのある人の自己選択と自己決定を尊重し、障がいのある人もない人も社会の対等な構成員として社会活動に参加し、共に生きる社会を目指し、障がいのある人と障がいのある子どもが必要とする障がい福祉サービスと相談支援及び地域生活支援事業の目標を掲げ、体制整備に努めてきました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法の第88条及び児童福祉法第33条の20を法的根拠とする「市町村障害福祉計画」、「市町村障害児福祉計画」です。

湯河原町新総合計画を最上位計画とし、地域福祉を推進するための基本理念及び方針を定めた、地域福祉計画の基本目標である「ともに支えあい笑顔で暮らせるまちづくり」の方向性に沿って、関連する他の個別、分野別の計画とともに連携し障がい福祉の向上を目指します。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

- 第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- (1) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - (2) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

◇児童福祉法（抜粋）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

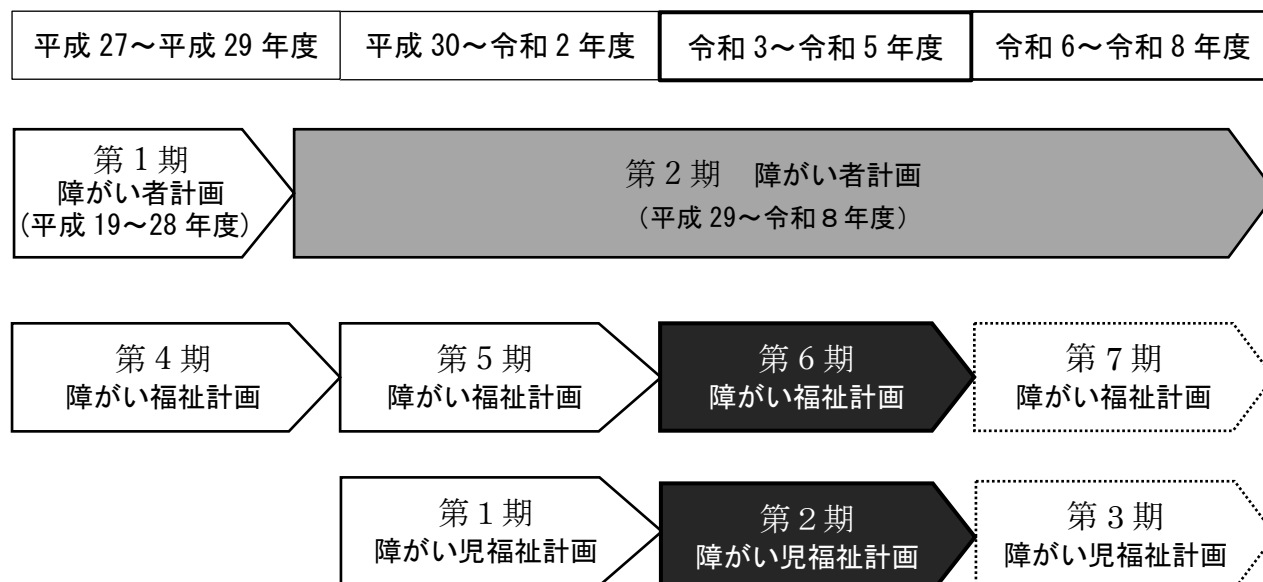
- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

◇◇ 他計画等との関係図 ◇◇



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年とします。

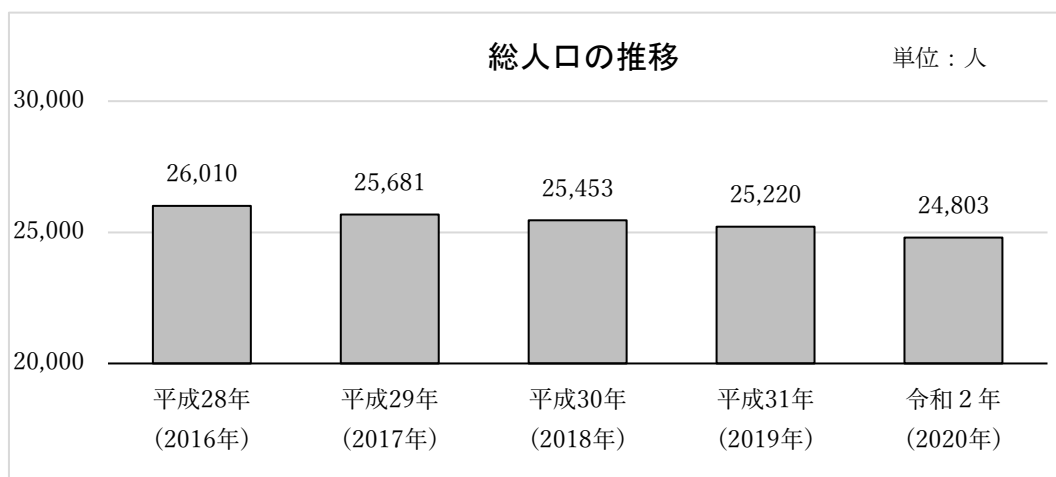


第2章 湯河原町の障がい者を取り巻く現状

第1節 総人口等の推移

1. 総人口の推移

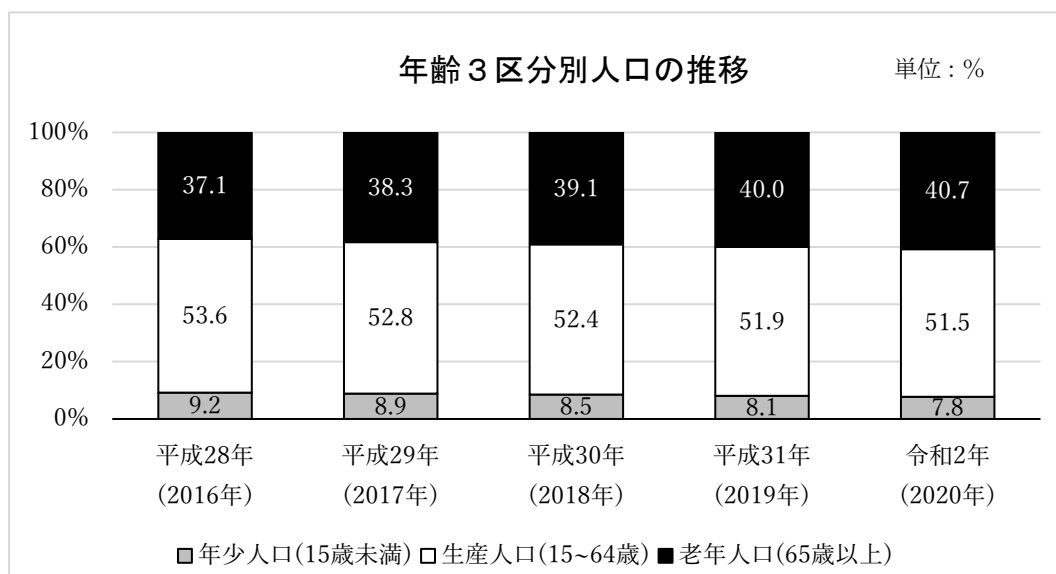
本町の人口は、平成28年(2016年)が26,010人でしたが、令和2年(2020年)は24,803人で、1,207人の減少となっており、緩やかな減少傾向で推移しています。



資料：住民基本台帳(各年1月1日)

2. 年齢3区分別人口の推移

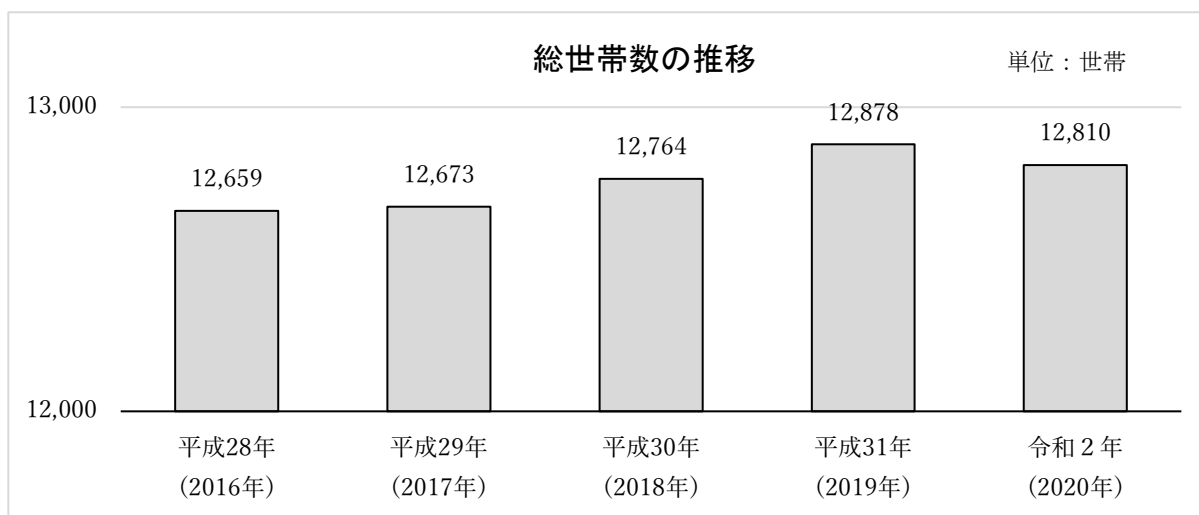
年少人口と生産人口比率が減少傾向を示し、老年人口比率がやや増加傾向となっています。老年人口比率は、平成28年(2016年)は37.1%でしたが、令和2年(2020年)には40.7%と3.6ポイントの増加となっています。



資料：住民基本台帳(各年1月1日)

3. 世帯数の推移

住民基本台帳によれば、湯河原町の平成28年（2016年）の総世帯数は12,659世帯で、平成31年（2019年）までは増加傾向で推移していましたが、令和2年（2020年）の総世帯数は減少傾向へと転じています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

4. 障害者手帳所持者の推移

(1) 障害者手帳所持者数の推移と人口との構成比

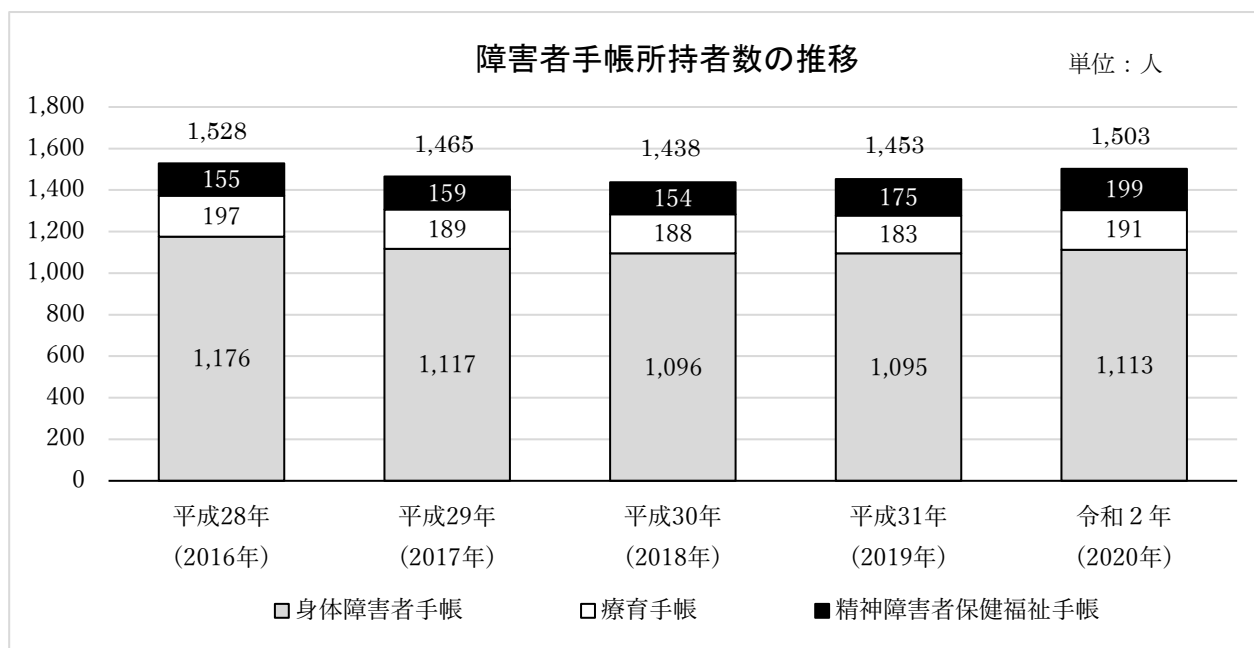
【障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

区 分	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
身体障害者手帳	1,176	1,117	1,096	1,095	1,113
療育手帳（知的障がい）	197	189	188	183	191
精神障害者保健福祉手帳	155	159	154	175	199
合 計	1,528	1,465	1,438	1,453	1,503
総人口	25,820	25,607	25,323	25,050	24,637
総人口に占める手帳所持者の割合（%）	5.92	5.72	5.68	5.80	6.10

資料：社会福祉課・保健センター・住民基本台帳（各年 3 月 31 日）

【障害者手帳所持者数の推移】



資料：社会福祉課・保健センター（各年 3 月 31 日）

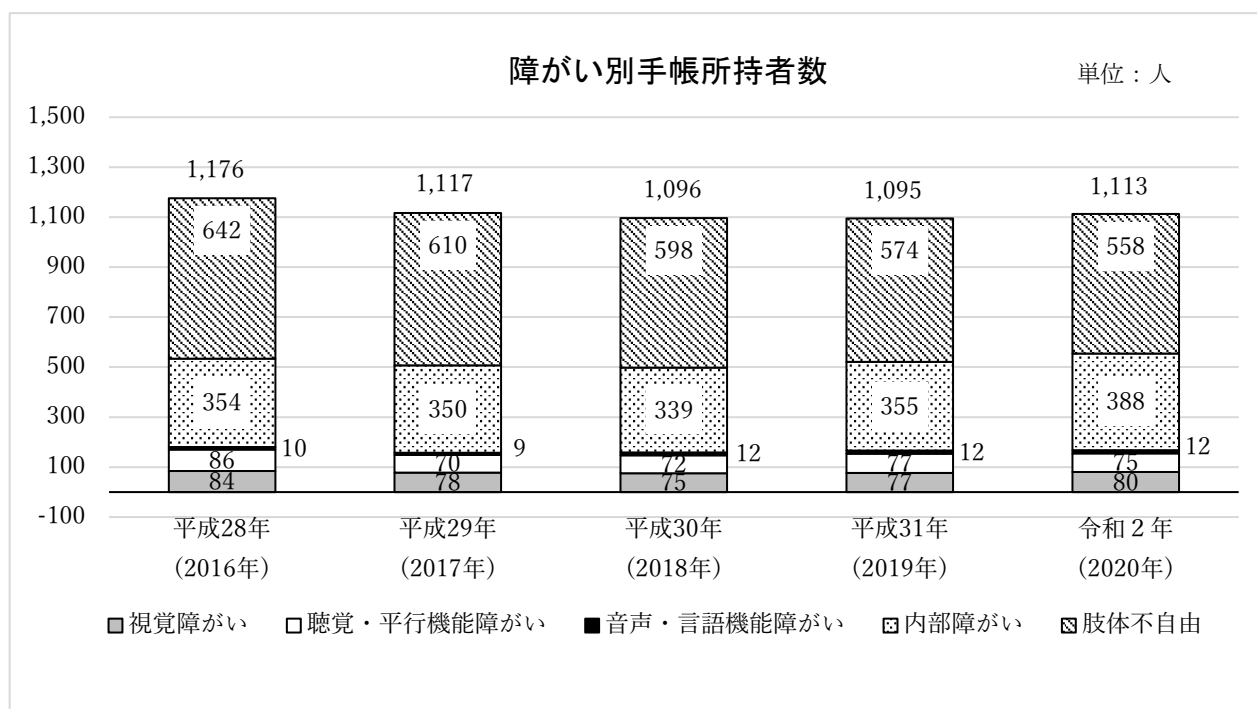
(2) 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

【障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

区 分	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
視覚障がい	84	78	75	77	80
聴覚・平衡機能障がい	86	70	72	77	75
音声・言語機能障がい	10	9	12	12	12
内部障がい	354	350	339	355	388
肢体不自由	642	610	598	574	558
合 計	1,176	1,117	1,096	1,095	1,113

資料：社会福祉課（各年3月31日）



資料：社会福祉課（各年3月31日）

第2節 成果目標の状況

1. 施設入所者の地域生活への移行状況

項 目	目 標	実績(予測)
令和2年度末までの地域移行者数	4人	2人
令和2年度末までの施設入所者数	22人	24人

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	目 標	実績(予測)
協議の場の設置	設置	未設置

3. 地域生活支援拠点等の整備

項 目	目 標	実績(予測)
地域生活支援拠点等の整備	整備	未設置

4. 福祉施設から一般就労への移行

項 目	目 標	実績(予測)
令和2年度中の一般就労への移行者数	3人	0人
令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数	10人	3人
令和2年度の就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	—	—
令和2年度の就労定着支援による職場定着率の増加	80%	100%

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

項 目	目 標	実績(予測)
児童発達支援センターの設置	2か所	2か所
保育所等訪問支援事業を利用できる体制の構築	構築済み	構築済み
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業の確保	1か所	1か所
関係機関による連携・協議の場の設置	設置	設置

第3節 障がい福祉サービス等の利用状況

1. 障がい福祉サービスの状況

種 別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	計画	615 時間分 38 人分	620 時間分 39 人分	630 時間分 40 人分
	実績	602 時間分 31 人分	386 時間分 22 人分	435 時間分 30 人分
生活介護	計画	1,300 人日分 65 人分	1,320 人日分 66 人分	1,360 人日分 67 人分
	実績	1,007 人日分 50 人分	1,057 人日分 50 人分	1,110 人日分 51 人分
自立訓練（機能訓練）	計画	12 人日分 2 人分	12 人日分 2 人分	13 人日分 2 人分
	実績	18 人日分 1 人分	42 人日分 2 人分	22 人日分 1 人分
自立訓練（生活訓練）	計画	40 人日分 2 人分	40 人日分 2 人分	40 人日分 2 人分
	実績	0 人日分 0 人分	22 人日分 1 人分	4 人日分 1 人分
就労移行支援	計画	230 人日分 10 人分	230 人日分 10 人分	230 人日分 10 人分
	実績	80 人日分 4 人分	45 人日分 2 人分	70 人日分 3 人分
就労継続支援（A型）	計画	40 人日分 3 人分	40 人日分 3 人分	45 人日分 4 人分
	実績	65 人日分 3 人分	60 人日分 3 人分	47 人日分 3 人分
就労継続支援（B型）	計画	1,015 人日分 61 人分	1,020 人日分 63 人分	1,035 人日分 66 人分
	実績	854 人日分 60 人分	1,080 人日分 63 人分	1,111 人日分 64 人分
療養介護	計画	4 人分	4 人分	4 人分
	実績	4 人分	5 人分	5 人分

第1編 総論

種 別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所 (福祉型)	計画	95 人日分 19 人分	95 人日分 19 人分	95 人日分 19 人分
	実績	86 人日分 13 人分	34 人日分 5 人分	40 人日分 5 人分
短期入所 (医療型)	計画	0 人日分 0 人分	0 人日分 0 人分	0 人日分 0 人分
	実績	3 人日分 1 人分	0 人日分 0 人分	0 人日分 0 人分

種 別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助	計画	25 人分	26 人分	27 人分
	実績	22 人分	24 人分	25 人分
施設入所支援	計画	24 人分	23 人分	22 人分
	実績	24 人分	28 人分	24 人分
計画相談支援 ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援	計画	53 人分	53 人分	55 人分
	実績	8 人分	22 人分	28 人分

種 別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
【地域相談支援】 地域移行支援	計画	1 人分	1 人分	1 人分
	実績	0 人分	0 人分	0 人分
【地域相談支援】 地域定着支援	計画	0 人分	0 人分	0 人分
	実績	0 人分	0 人分	0 人分

2. 児童福祉法サービスの状況

種 別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	計画	87 人日分 11 人分	87 人日分 11 人分	89 人日分 14 人分
	実績	38 人日分 6 人分	43 人日分 6 人分	21 人日分 2 人分
医療型児童発達支援	計画	0 人日分 0 人分	0 人日分 0 人分	0 人日分 0 人分
	実績	0 人日分 0 人分	0 人日分 0 人分	0 人日分 0 人分
放課後等デイサービス	計画	420 人日分 30 人分	430 人日分 32 人分	490 人日分 35 人分
	実績	457 人日分 33 人分	517 人日分 33 人分	583 人日分 36 人分
保育所等訪問支援	計画	1 人日分 1 人分	1 人日分 1 人分	1 人日分 1 人分
	実績	0 人日分 0 人分	0 人日分 0 人分	4 人日分 2 人分
障害児計画相談支援	計画	8 人分	8 人分	10 人分
	実績	4 人分	4 人分	3 人分

3. 地域生活支援事業の状況

種 別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談支援事業 ・ 障害者相談支援事業	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施
相談支援事業 ・ 基幹相談支援センター等 機能強化事業	計画	実施	実施	実施
	実績	—	—	実施
相談支援事業 ・ 住宅入居等支援事業	計画	—	—	—
	実績	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施
意思疎通支援事業	計画	12 人分	13 人分	14 人分
	実績	14 人分	12 人分	4 人分
日常生活用具給付等事業	計画	325 件	325 件	330 件
	実績	261 件	280 件	340 件
手話奉仕員養成研修事業	計画	—	実施	実施
	実績	—	実施	実施
移動支援事業	計画	432 時間分 38 人分	443 時間分 39 人分	454 時間分 40 人分
	実績	302 時間分 29 人分	331 時間分 32 人分	239 時間分 27 人分

第1編 総論

種 別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域活動支援センター機能強化事業	計画	1 か所 55 人分	1 か所 55 人分	1 か所 60 人分
	実績	1 か所 58 人分	1 か所 59 人分	1 か所 58 人分
訪問入浴サービス事業	計画	3 人分	3 人分	3 人分
	実績	3 人分	2 人分	2 人分
日中一時支援事業	計画	3 人分	3 人分	3 人分
	実績	3 人分	2 人分	1 人分
自動車運転免許取得・改造助成事業	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

※ 数値は各年度の3月（一月当たり）の量を表します。

※ 時間分は月間延べ時間、人日分は月間延べ利用日数、人分は月間実人数を表します。

※ 意思疎通支援事業は意思疎通支援者派遣事業における年間1回以上利用した方の人数を表します。

※ 日常生活用具給付等事業については、年間の給付件数を表します。

※ 令和2年度の数値については、見込値です。

第 2 編

各 論

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

第1章 基本指針等

第2章 基本理念等

第3章 障がい福祉サービス等の見込量
と確保策

第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項

第5章 計画の推進

第2編 各論

第1章 基本指針等

第1節 基本指針について

令和2年厚生労働省告示第213号により、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」が示されました。

この指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の目標を設定するとともに、令和3年度から令和5年度までの第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものであるとされています。

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することになります。国が示した7つの基本的理念の概要は以下のとおりです。

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）であって十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じ

て引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにする。

3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要がある。例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。

さらに、精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とし

た地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

4. 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。その際、市町村は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

- (1) 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- (2) (1)の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- (3) ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

5. 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進する。

6. 障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

7. 障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

第2節 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、国が示した「基本的理念」を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行うものとされています。

- (1) 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- (2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- (5) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
- (6) 依存症対策の推進

第3節 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい者等、とりわけ、重度の障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠であるとされています。また、相談支援事業者等は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等行政機関その他関係機関との連携に努めていきます。

- (1) 相談支援体制の構築
- (2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- (3) 発達障がい者等に対する支援
 - ① 発達障がい者等への相談支援体制等の充実
 - ② 発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保
- (4) 協議会の設置等

第4節 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない旨が規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等

の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

- (1) 地域支援体制の構築
- (2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- (3) 地域社会への参加・包容の推進
- (4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
 - ①重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実
 - ②強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい児に対する支援体制の充実
 - ③虐待を受けた障がい児に対する支援体制の整備
- (5) 障がい児相談支援の提供体制の確保

第2章 基本理念等

第1節 基本理念

障がいのある人も障がいのない人も、すべての地域住民が基本的人権を共有し、個人個人が尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられることができること。また、いつでも社会参加の機会を確保することができることを目的とし、住み慣れた地域社会において社会的な障壁をなくし、「ひとりひとりを大切にする」ことを基本的な理念とします。

「ひとりひとりを大切にする」ことは、障がい者等が地域の中で「その人らしく暮らす」こと、適切な権利擁護が図られた上で「自己決定」を尊重し、意思決定の支援を受けながら自立と社会参加を促し、「自己実現」を図るという社会福祉の原則を実現することであり、障がい者等を取り巻く側から見れば、自助・共助・公助による支援により、地域生活を支えることを意味します。

ひとりひとりを大切にする

第2節 基本的な視点

基本的な視点は、第5期計画で掲げた以下の5項目を継承し、「ひとりひとりを大切にする」取り組みを総合的に実施します。

1. 日中活動と生活の場の分離

障がい者等の生活の場が施設・病院から地域へ移行する中で、日中活動する場と住まいの場を分離し、地域社会へのかかわりが大きく広がることを支援します。また、在宅障がい者等の自立に向けた取組みを推進し、事業所や家族への支援も行います。

2. 地域生活支援の取組

地域生活を支えるための住まいの場となるグループホームの設置は重要であり、軽度の障がい者等だけでなく、重度・重複障がい者等が利用できるグループホームについても、関係機関と連携を図りながら、設置へ向けて引き続き推進していきます。

また、障がい者等やその家族が、地域で自立した生活を送り、積極的に社会参加・参画するため、地域活動支援センター事業の充実と安定した運営ができるよう、関係機関と協力して支援するとともに、出張福祉相談会や地域就労援助センター（障害者支援センターぽけっと）等についても活用を促進します。

特に自主的な社会参加・参画を推進するために、エンパワメント（障がい者等が持つ能力や長所の自発的な向上を促し、地域社会で主体的に自己決定・問題解決能力を身に付けていくという考え方）は大変重要な要素であることから、今後、地域性を活かしつつ、エンパワメントの視点から福祉施策の構築が図られるよう各専門機関との連携により検討していきます。

また、障がい者等を地域全体で支えるため、地域生活支援拠点の整備の広域的検討や、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

3. 施設の機能

福祉施設は、重度・重複障がい者等にとって「住まいの場」としての機能に加え、日頃から障がい者等の介護をしている親や家族の身体的・精神的疲労軽減のための休息（レスパイト）による一時的な福祉サービスを提供するなど、地域社会へのサービス提供機能も担っています。

また、地域で生活する障がい児・障がい者等のニーズに幅広く対応する多様性、施設が持つノウハウや専門人材を地域生活支援に提供していく専門性、ネットワークづくりなどを通じ地域福祉の拠点となっていく地域性などに着目し、施設機能の更なる発展を図っていくことを県や関係機関と連携して推進します。

4. 地域生活を支えるサービスの充実

「ひとりひとりを大切にする」という考え方を基に、「すまい」、「いきがい」、「ささえあい」という3つの視点から、将来あるべき地域社会を考え、地域生活を支えるサービスの充実を図り、地域共生社会の実現に向けて取組みを進めます。

また、障害者虐待防止法や障害者差別解消法が施行されており、町では、障がい者の虐待防止、権利擁護のための支援体制、障がいを理由とする差別の解消の推進を図っていきます。

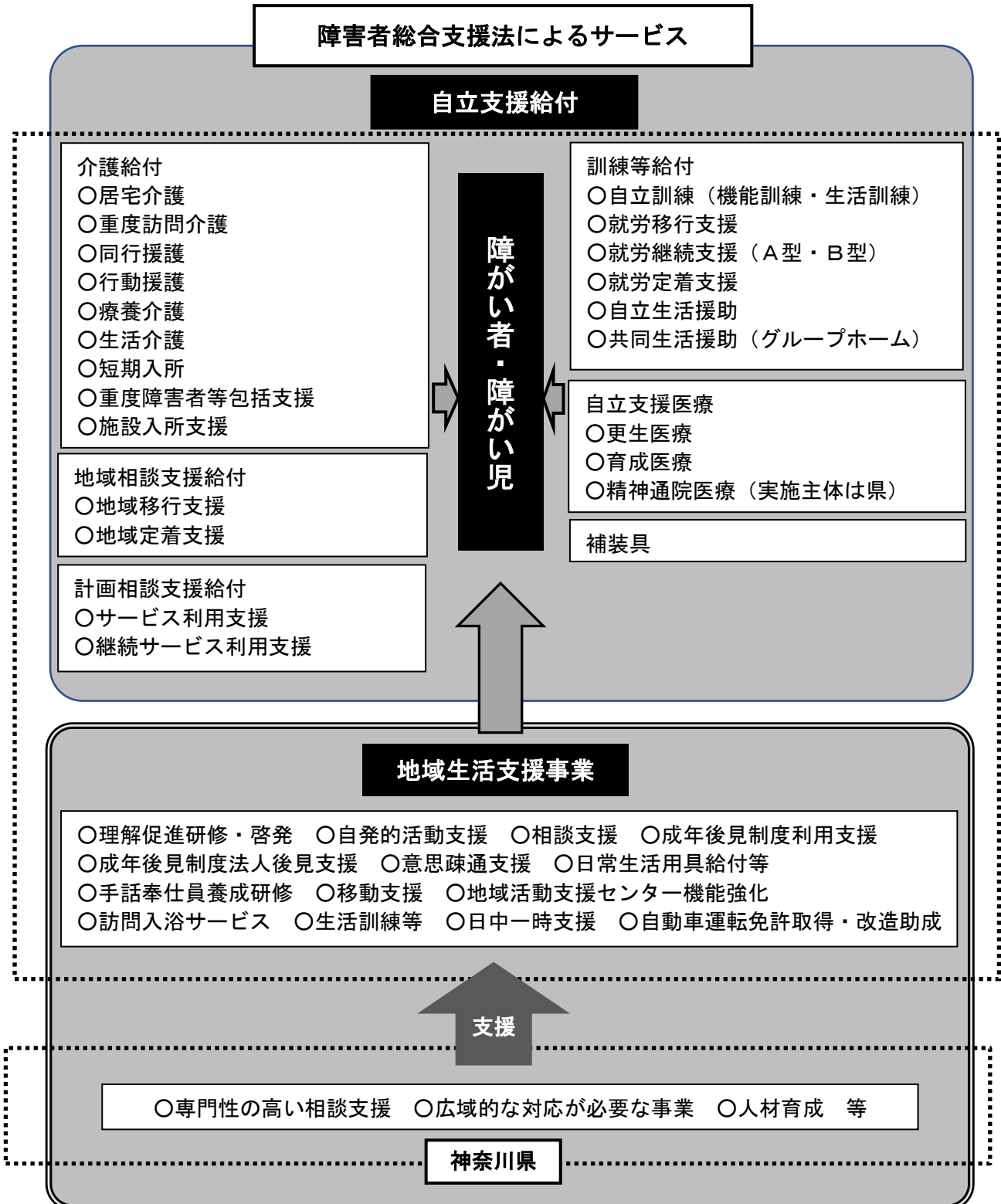
5. 障がい種別によらない福祉サービスの一元的な実施

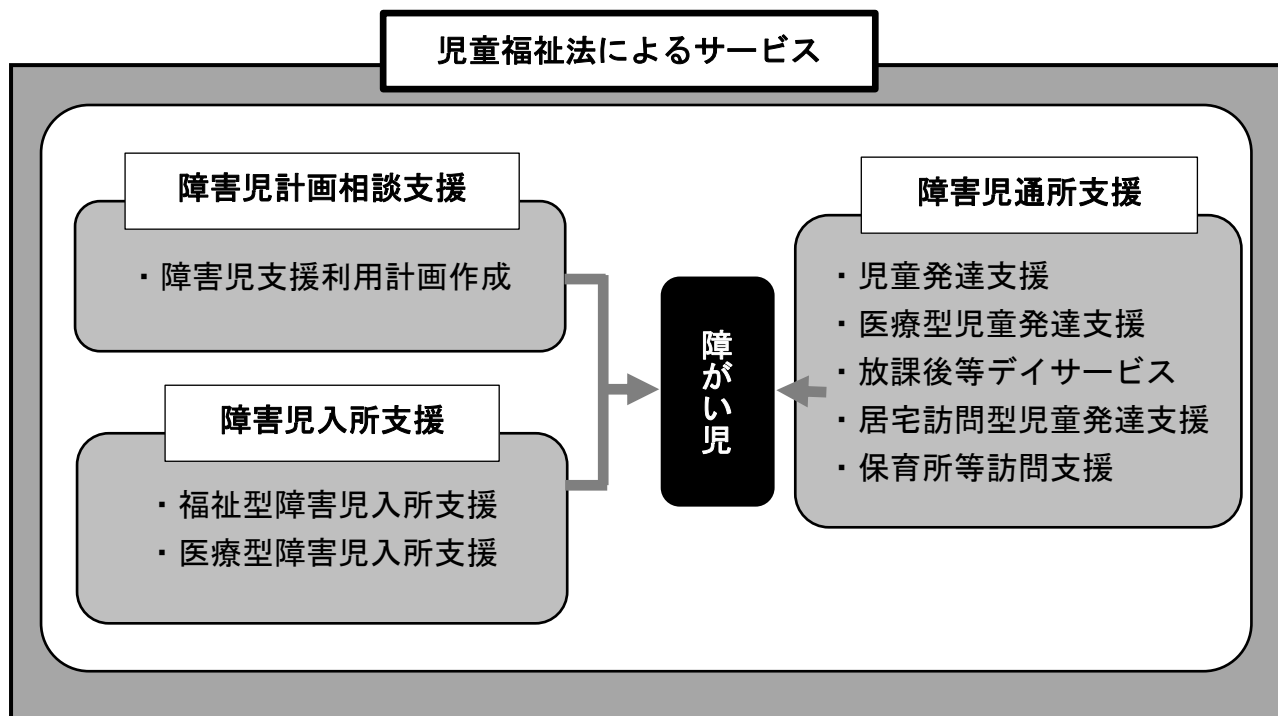
障がい者等が「どの障がい種別に該当するか」ではなく、その人が日常生活で直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」という観点から「必要な人に、必要なサービスを」提供することを考えていきます。

また、発達障がい、高次脳機能障がいや難病患者等についても、「生きにくさ・暮らしにくさ」に着目して必要な支援を提供していきます。

第3節 総合的なサービスの全体像

神奈川県や近隣市町村と連携しながら、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」を総合的に展開していきます。





第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保策

第1節 障がい福祉サービス等の成果目標

国の基本指針等に基づき、成果目標について直近の状況等を踏まえて令和5年度（2023年度）における成果目標の見直しを行うとともに、福祉施設入所者の地域生活への移行促進、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点の整備及び福祉施設から一般就労への移行等については、国の基本指針等に基づき令和5年度（2023年度）末時点における成果目標を次のとおり設定します。

更に就労定着支援や障がい児支援の提供体制の整備に関し、新たに成果目標を設定し、関係機関等と連携して整備を行っていきます。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、基準となる時点を令和元年度（2019年度）末時点とし、障がいのある人の高齢化・重度化の状況等を踏まえて、令和5年度（2023年度）末における成果目標を次のとおり設定しています。

項 目	数 値	備 考
令和元年度末時点の入所者数（A）	28人	湯河原町で支給決定を受け、福祉施設に入所している人の数
【令和5年度末】 ・地域生活移行者数（B） ・地域移行率（C） $C = B / A \times 100$	2人 7.1%	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
【令和5年度末】 ・入所者数（D） ・削減率（E） $E = (1 - (D / A)) \times 100$	27人 3.6%	施設入所者数に係る削減見込数
数値設定にあたっての考え方		
○地域生活移行者数について		
国の基本指針	令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
町の目標値	$28 \times 6\% = 1.68$ 2人	
○入所者数の削減見込について		
国の基本指針	令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。	
町の目標値	$28 \times 0.0984 = 27.6$ 27人	

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進する観点から、地域生活支援連携体制整備を評価する指標として、精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を成果目標として設定しています。

国の基本指針では、平成30年時点における上位10%の都道府県の水準を316日以上とし、令和5年度末における、精神障がい者の精神病床からの令和元年度末時点の退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本として目標値を設定すること、令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定することとしています。

しかしながら、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行は、精神科病院や地域援助事業所による努力だけでは限界があり、今後、協議の場の活性化に向けた取り組みが必要と考えます。

本町においては、「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」や「湯河原町障がい福祉のあり方検討会」等の協議の場において、精神病床から退院後の定着に向けた取り組みを検討するとともに、県西圏域の関係機関とも連携を図り、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を指していきます。

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

これまでも国の基本指針では、居住支援機能と地域支援機能を一体化した「地域生活支援拠点」を、市区町村又は圏域に少なくとも一つ整備することとされていました。

「地域生活支援拠点」の整備は国の新しい指針でも継続され、令和2年度（2020年度）末までに少なくとも一つを整備することが基本とすることとされました。

利用者の障がい福祉サービス等のニーズ、既存の障がい福祉サービス等の提供事業所の整備状況等、地域における個別の状況に応じ、地域自立支援協議会等の場を用いて、関係機関と連携して拠点運営を行っていきます。

項 目	実施回数
【目標値】 地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	年1回以上
<p>地域生活支援拠点等は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、地域における生活の安心感を担保する機能を備えることを目的としています。</p> <p>本町においては、県西圏域の市町や事業所と広域的に連携し、既存のサービスや事業所を組み合わせることも含めて地域の実情に合った拠点の運営を推進し、毎年度、運用状況を検証することを検討していきます。</p>	

4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針を基に、直近の状況等を踏まえて、令和5年度（2023年度）末における成果目標を次のとおりと設定します。

① 福祉施設から一般就労への移行

○国の基本方針：目標の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項 目	数 値	説 明
令和元年度の一般就労移行者数（A）	1人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数（B） 目標値（C） $C = B / A$	1人 - 倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
数値設定に当たっての考え方		
<p>国の基本指針では、福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本としています。町内には就労移行支援事業所はありませんが、努力目標として設定しています。</p>		

①-2 就労移行支援事業・就労継続支援事業

項 目	数 値	説 明
就労移行支援事業	7人	令和元年度において、就労移行支援事業等利用した者の数
就労継続支援（A型）	4人	令和元年度において、就労継続支援A型を利用した者の数
就労継続支援（B型）	71人	令和元年度において、就労継続支援B型を利用した者の数
数値設定に当たっての考え方		
<p>国の基本指針において、一般就労への移行者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を令和元年度に比較して、1.30倍、就労A型1.26倍、就労B型1.23倍が新たに設定されました。</p>		

② 就労定着支援事業利用者数

項 目	数 値	説 明
令和元年度の一般就労移行者数（A）	1人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労定着支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の職場定着者数（B） 目標値＝（B/A）	- 人 - %	令和5年度における就労定着支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者の数

③ 就労定着支援利用による就労定着率

国の基本指針では、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本としています。（新規）
 ※就労定着率…過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数（雇用された通常の実業所での就労が継続している者の数）の割合

項 目	数 値	説 明
令和元年度～令和3年度の就労定着支援事業所利用者数（A）	3人	令和元年度～令和3年度において就労定着支援事業を新規に利用した者の数
【目標値】 目標年度の就労定着者数（B） 目標値＝（B/A）	- 人 - %	令和4年度末において就労が継続している者の数
項 目	数 値	説 明
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数（A）	- 件	令和5年度の就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数
【目標値】目標年度の就労定着支援事業所数（B） 目標値＝（B/A）	- 件 - %	令和5年度の就労定着支援事業所数

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある子どもの健やかな成長には、適切な発達支援が必要です。

また、障がいのある子どもとその家族に対し、障がいの疑いの段階から身近な地域で支援し、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本方針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないとされています。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、市町村又は圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするとされています。

項目	数値	説明
児童発達支援センターの設置	2か所	圏域に2か所設置しています。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済	保育所等訪問支援を利用できる状況にあります。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とし、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないとしています。

項目	数値	説明
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を1か所確保しています。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本方針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとされ、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での確保であっても差し支えないとしています。

項 目	考 え 方
協議の場の設置	圏域での設置
コーディネーターの配置	配置の検討

6. 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとなりました。

項 目	考 え 方
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	基幹相談支援センター、委託相談事業、地域の計画相談事業所等と連携し、相談支援体制の強化を図ります。

7. 障がい福祉サービス等の質の向上

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとされました。

項 目	考 え 方
サービスの質の向上を図るための体制の構築	神奈川県、関係団体等と連携し、各種研修会への参加の促しや各種情報提供等によりサービスの資質向上を図ります。

第2節 障がい福祉サービスの見込量（総括表）

サービス種別等	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護	450 時間分 30 人分	450 時間分 30 人分	450 時間分 30 人分
重度訪問介護			
同行援護			
行動援護			
重度障害者等包括支援			
生活介護	1,200 人日分 50 人分	1,250 人日分 55 人分	1,300 人日分 60 人分
自立訓練（機能訓練）	30 人日分 2 人分	33 人日分 2 人分	35 人日分 2 人分
自立訓練（生活訓練）	15 人日分 1 人分	15 人日分 1 人分	15 人日分 1 人分
就労移行支援	70 人日分 3 人分	70 人日分 3 人分	70 人日分 3 人分
就労継続支援（A型）	50 人日分 4 人分	60 人日分 4 人分	65 人日分 4 人分
就労継続支援（B型）	1,200 人日分 77 人分	1,200 人日分 77 人分	1,200 人日分 77 人分
就労定着支援	5 人分	5 人分	5 人分
療養介護	5 人分	5 人分	5 人分
短期入所			
福祉型	40 人日分 5 人分	40 人日分 5 人分	40 人日分 5 人分
医療型	1 人日分 1 人分	1 人日分 1 人分	1 人日分 1 人分
共同生活援助	25 人分	25 人分	25 人分
施設入所支援	28 人分	28 人分	28 人分
自立生活援助	1 人分	1 人分	1 人分
計画相談支援 ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援	30 人分	30 人分	30 人分
指定地域相談支援			
地域移行支援	1 人分	1 人分	1 人分
地域定着支援	1 人分	1 人分	1 人分

第3節 障がい福祉サービスの種類別内容と見込量

1. 訪問系サービスについて

(1) 訪問系サービスの種類と内容

居宅での生活を支援するサービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があり、介護給付としてサービスが実施されます。

【サービスの種類・内容・対象者】

サービスの種類	内 容	対 象 者
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ及び食事などの介護を行うサービスです。	障がい支援区分1以上の人
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な方に、自宅で入浴、排せつ及び食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。	障がい支援区分4以上の人で所定の項目に該当する人
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。	視覚障がいのある人で所定の項目に該当する人
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。	障がい支援区分3以上の人で所定の項目に該当する人
重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な人で、介護の必要な程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。	障がい支援区分6の人で所定の項目に該当する人

(2) 訪問系サービスの見込量

訪問系サービス見込量については、障がい者等が安心して暮らせるようサービス提供を保障する観点や施設入所者の地域移行等を考慮し、第5期計画の利用実績と、今後の需要見込みを踏まえて設定しました。

【サービスの実績と計画】

*H=平成、R=令和を示す。R2は見込値(以降の表同じ)

サービスの種類	単位	第5期実績			第6期計画		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
居宅介護	時間(月)	280	189	225	230	230	230
	人(月)	27	18	25	25	25	25
重度訪問介護	時間(月)	-	-	-	-	-	-
	人(月)	-	-	-	-	-	-
同行援護	時間(月)	24	14	18	20	20	20
	人(月)	3	2	3	3	3	3
行動援護	時間(月)	298	183	192	200	200	200
	人(月)	2	2	2	2	2	2
重度障害者等包括支援	時間(月)	-	-	-	-	-	-
	人(月)	-	-	-	-	-	-
訪問系合計	時間(月)	602	386	435	450	450	450
	人(月)	32	22	30	30	30	30

*平成30年度の訪問系合計値は、2種類のサービス利用があったため、総論10ページの実績値と1名相違している。

(3) 訪問系サービスの見込量確保のための方策

町内において、居宅介護等の訪問系サービスを提供する指定事業所は、令和3年(2021年)年1月現在4事業所あり、利用者の中には町外の指定事業所を利用されています。行動援護及び重度障害者等包括支援については、町内に指定事業所はなく、行動援護については、町外の事業所を利用されています。

今後も訪問系サービスのニーズは増加傾向にあると想定されるため、既存事業所の事業拡充や新規参入を働きかけていきます。

2. 日中活動系サービスについて

(1) 日中活動系サービスの種類と内容

日中活動を支援するサービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所があり、介護給付としてサービスが実施されます。

【サービスの種類・内容・対象者】

サービスの種類	内 容	対 象 者
生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴、排せつ、食事の介護及び創作的活動などの機会を提供するサービスです。	障がい支援区分3（施設入所の場合は区分4）以上 *50歳以上の場合は障がい支援区分2（施設入所の場合は区分3）以上
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人などに一定期間、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の向上等のための支援を行うサービスです。	身体障がいのある人又は難病等対象者で所定の項目に該当する人
自立訓練 （生活訓練・日中）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がいのある人、精神障がいのある人に対し一定期間、自立した日常生活を営むために必要な訓練などを行うサービスです。	知的障がいのある人、精神障がいのある人で所定の項目に該当する人
自立訓練 （生活訓練・夜間）	知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、居室その他の設備を利用させることにより、家事等の日常生活能力を向上させるための支援等を行うサービスです。	知的障がいのある人、精神障がいのある人で所定の項目に該当する人
就労移行支援	一般就労等を希望する方に、一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力向上のための訓練を行うサービスです。	65歳未満の障がいのある人で、所定の項目に該当する人

第2編 各論

サービスの種類	内 容	対 象 者
就労定着支援	企業等に新たに雇用された障がいのある人に対して、企業等での就労での継続をはかるために、企業等の事業主、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等の支援を行うサービスです。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な方に対し、生産活動その他の活動機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。	65歳未満の障がいのある人で、所定の項目に該当する人
就労継続支援B型	雇用契約によらない就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力の向上が期待できる方への就労移行に向けた支援を行うサービスです。	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、所定の項目に該当する人
療養介護	医療の必要な障がいのある人で、常に介護が必要な人に、病院等で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話などを行うサービスです。	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいのある人のうち、所定の項目に該当する人
短期入所 (福祉型・医療型)	介護者の病気等の理由により、介護者が一時的に自宅で障がい児者の介護が困難となったときに、障害者支援施設等に一時的に入所し、入浴、排せつ、食事等の支援を提供するサービスです。 福祉型は、障害者支援施設等で実施しています。 医療型は、病院、診療所、介護老人保健施設において実施しており、遷延性意識障がい児者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児者等が対象となっています。	障がい支援区分1以上の障がいのある人又は障がいのある子ども

(2) 日中活動系サービスの見込量

日中活動系サービスの見込量については、第5期計画の利用実績と利用意向を考慮しながら、今後の需要見込みを踏まえて設定しました。

【サービスの実績と計画】

サービスの種類	単位	第5期計画			第5期実績			第6期計画		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
生活介護	人日(月)	1,300	1,320	1,360	1,007	1,057	1,110	1,200	1,250	1,300
	人(月)	65	66	67	50	50	51	50	55	60
自立訓練 (機能訓練)	人日(月)	12	12	13	18	42	22	30	33	35
	人(月)	2	2	2	1	2	1	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	人日(月)	40	40	40	0	22	4	15	15	15
	人(月)	2	2	2	0	1	1	1	1	1
就労移行支援	人日(月)	230	230	230	80	45	70	70	70	70
	人(月)	10	10	10	4	2	3	3	3	3
就労定着支援	人	-	-	-	1	3	3	5	5	5
就労継続支援 (A型)	人日(月)	40	40	45	65	60	47	50	60	65
	人(月)	3	3	4	3	3	3	3	3	3
就労継続支援 (B型)	人日(月)	1,015	1,020	1,035	854	1,080	1,111	1,200	1,200	1,200
	人(月)	61	63	66	60	63	64	65	65	65
療養介護	人(月)	4	4	4	4	5	5	5	5	5
短期入所 (福祉型)	人日(月)	95	95	95	86	34	40	40	40	40
	人(月)	19	19	19	13	5	5	5	5	5
短期入所 (医療型)	人日(月)	0	0	0	3	0	0	1	1	1
	人(月)	0	0	0	1	0	0	1	1	1

(3) 日中活動系サービスの見込量確保のための方策

障がい者等の充実した地域生活の実現のために、日中活動系サービスの利用は大変重要な要素です。今後も日中活動系サービスの利用は増加すると想定されることから、関係機関と連携して利用が円滑に図られるよう努めます。

また、日中活動系サービスを提供する指定事業所の拡充や新規参入についても働きかけを行うとともに、必要に応じ、町外の障がい者施設等と連携し、必要なサービスが受けられるよう調整します。重症心身障がい者の生活介護の利用については、医療が関わる場合に町内での受け入れが難しいケースが多く、小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町自立支援協議会の中で検討していきます。

3. 居住系サービスについて

(1) 居住系サービスの種類と内容

住まいの場を提供する居住系サービスには、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、自立生活援助があり、共同生活援助は訓練等給付としてサービスが提供され、施設入所支援は介護給付としてサービスが提供されます。

【サービスの種類と内容】

サービスの種類	内容	対象者
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障がいのある人につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活の援助を行うサービスです。	障がいのある人 ただし、身体障がいのある人にあつては、65歳未満の人又は65歳に達する日までに障がい福祉サービス等の利用をしたことがある人
施設入所支援	施設に入所している方に、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事などの介護、生活などに関する相談及び助言その他必要な日常生活の支援を行うサービスです。	障がい支援区分4以上の人 ※50歳以上の場合は障がい支援区分3以上の人
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がいのある人等が居宅における自立した日常生活を営むうえでのさまざまな問題に対して、定期的な巡回訪問や相談に応じ、必要な援助を行うサービスです。	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がいのある人等

(2) 居住系サービスの見込量

居住系サービスの見込量については、第5期計画の利用実績と利用意向を考慮しながら、今後の需要見込みを踏まえて設定しました。

【サービスの実績と計画】

サービスの種類	単位	第5期計画			第5期実績			第6期計画		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
共同生活援助 (グループホーム)	人(月)	25	26	27	22	24	25	25	25	25
施設入所支援	人(月)	24	23	22	24	28	24	28	28	28
自立生活援助	人(月)				0	0	0	1	1	1

(3) 居住系サービスの見込量確保のための方策

介護者の高齢化等により居住系サービスへのニーズは年々増加していくと見込まれ、また、施設入所者や18歳以上の児童入所施設入所者の地域移行も含め、障がい者の地域生活における住まいの場として、グループホームは大変重要な存在です。

今後も、神奈川県とともにグループホームを設置する法人等に対して運営への支援を実施し、グループホームの拡充や新規参入についても働きかけていきます。

また、施設入所支援につきましては、グループホームを利用することが困難な障がい者の暮らしの場として引き続き重要な役割を持つことから、施設入所支援の利用が必要な方が安心して利用できるよう、関係機関と連携しつつ、入所可能者数の確保に努めます。

4. 相談支援サービスについて

(1) 相談支援サービスの種類と内容

障がい福祉サービスを利用する方を対象に、「サービス等利用計画」を作成し、サービス提供事業者等との連絡調整を行うなどのサービス利用に関する支援を行うとともに、一定期間ごとにサービス利用の状況等を検証（モニタリング）し、サービス等利用計画の見直しを行います。

【サービスの種類と内容】

区 分	内 容
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	相談支援専門員により、障がいのある人の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等を検討し、支援計画作成とモニタリングを行うサービスです。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人で、地域における生活に移行するために支援を必要とする人に、住居の確保及び地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うサービスです。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身などで生活する障がいのある人で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに対し、必要な支援を行うサービスです。

(2) 相談支援サービスの見込量

障がい福祉サービスの新規利用者数やモニタリング利用者数等を勘案し、第5期計画の利用実績を踏まえて設定しました。地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）については、入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行や県西圏域の医療再編による精神科病床の状況を踏まえ見込んでいくこととなります。

【サービスの実績と計画】

サービスの種類	単位	第5期計画			第5期実績			第6期計画		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画相談支援	人(月)	53	53	55	8	22	28	30	30	30
地域相談支援 (地域移行支援)	人(月)	1	1	1	0	0	0	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人(月)	0	0	0	0	0	0	1	1	1

(3) 相談支援サービスの見込量確保のための方策

計画相談支援について、障がい福祉サービスの支給決定に際し、サービス等利用計画が重要な意味を持ちます。新規障がいサービス利用者のサービス利用計画作成やモニタリングが確実に実施されるように事業所や相談員の確保と更なる連携強化を図っていきます。

地域相談支援については、施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行・定着のための重要な支援策と位置付けられることから、地域相談支援を行う事業所の確保と関係機関との連携強化を図っていきます。

5. 地域生活支援拠点等の整備について

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

湯河原町は、県西圏域の小田原市、箱根町、真鶴町や事業所と広域的に連携し、「親亡き後」を見据えた、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築し、必要に応じて適切な支援が受けられるよう、既存のサービスや事業所を組み合わせることも含めて地域の実情に合った整備をしていきます。

6. その他、見込量確保のための方策について

町内においてすべての福祉サービスを充足させることは困難であり、町外に所在する施設・事業所でサービスを利用する方もいます。

福祉施策や見込量確保の方策を検討するに当たり、広域的な視点が重要な要素であり、施設入所者や入院中の精神障がい者の地域移行、施策の効率化を図る上で、県西圏域での広域的連携は必要不可欠です。神奈川県と連携し、県西圏域において「障害福祉サービス等地域拠点事業」を実施するなど、広域的に共同実施している障がい児者の福祉施策も多数あり、今後も引き続き、県西障害保健福祉圏域の連携強化を図っていきます。

県西地区では利用する事業所が足柄上地区と重なることが多いため、圏域自立支援協議会において足柄上地区（南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）と足柄下地区（小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町）が合同で協議をする場を設け、具体的な運用等について協議をしています。

第4節 障がい児支援の提供体制の整備（総括表）

サービス種別等	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援センターの設置	-	-	-
難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保（新規）	-	-	-
児童発達支援	30人日分 3人分	30人日分 3人分	30人日分 3人分
医療型児童発達支援	1人日分 1人分	1人日分 1人分	1人日分 1人分
放課後等デイサービス	600人日分 37人分	600人日分 37人分	600人日分 37人分
居宅訪問型児童発達支援	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分
保育所等訪問支援	4人日分 2人分	4人日分 2人分	4人日分 2人分
障害児計画相談支援	3人分	3人分	3人分
医療的ケア児に対する関連分野の支援へのコーディネーターの配置	-	-	-

第5節 障がい児支援提供体制の種類別内容と見込量

(1) 児童福祉法サービスの種類と内容

サービスの種類	内容	対象者
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センター（福祉型）は、身体、知的又は精神に障がいを持つ未就学の子どもに対する通所訓練施設で、日常生活の基本的な動作や知識、技能の習得、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。	利用者の家族からの相談などにも対応します。
難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保（新規）	保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障がい児の通う学校等への巡回支援などを行う聴覚障がい児支援のための中核機能の整備を図ります。（県）	
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導・知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められた未就学の障がいのある児童
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行うサービスです。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある児童
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービスです。	学校教育法第1条（幼稚園及び大学を除く）に規定している学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がいのある児童

サービスの種類	内 容	対象者
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。支援には訪問支援員が当たります。	保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある児童
障害児計画相談支援	障がい児支援利用援助として、サービス等利用計画を作成します。	通所給付決定の申請に係る障がいのある児童
居宅訪問型 児童発達支援	児童発達支援施設や放課後等デイサービスなどへ外出することが困難な子どもに対し、訪問支援員が自宅に訪問し、発達の支援を行います。	重度心身障がいのある児童等
医療的ケア児に対する 関連分野の支援へのコ ーディネーターの配置 (一部新規)	<p>医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。</p> <p>医療的ケア児支援のための協議の場及びコーディネーターの設置については、足柄下地区圏域において検討していきます。</p>	

(2) 児童福祉法サービスの見込量

町内には、サービス提供事業所が少ないため、町外のサービス事業所を利用せざるを得ない状況となっています。

【サービス等の実績と計画】

サービスの種類	単位	第5期計画			第5期実績			第6期計画		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
児童発達支援センター	か所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
難聴児支援の体制確保	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童発達支援	人日(月)	87	87	89	38	43	21	30	30	30
	人(月)	11	11	14	6	6	2	3	3	3
医療型児童発達支援	人日(月)	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	人(月)	0	0	0	0	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人日(月)	420	430	490	457	517	583	600	600	600
	人(月)	30	32	35	33	33	36	37	37	37
保育所等訪問支援	人日(月)	1	1	1	0	0	4	4	4	4
	人(月)	1	1	1	0	0	2	2	2	2
障害児計画相談支援	人(月)	8	8	10	4	4	3	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	人日(月)	-	-	-	0	0	0	0	0	0
	人(月)	-	-	-	0	0	0	0	0	0
障害児入所施設(福・医)	人(月)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
関係機関の協議の場の設置	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コーディネーターの配置	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(3) 児童福祉法サービスの見込量確保のための方策

湯河原町は、町内において、障がい児のサービスを提供する事業所は限られ、特に児童発達支援事業の実績はなく、保護者の送迎が負担になるなどの特性があります。今後もサービスのニーズは増加傾向にあると想定されますので、既存事業所の事業実施や新規参入を働きかけていきます。

児童発達支援事業所の中でも、障がいの重度化、重複化や多様化に対応できる専門的機能を有する、地域の中核的支援施設が児童発達支援センターです。地域の児童発達支援事業所等と連携するとともに、保育所等訪問支援を実施するもので、中核的支援施設として指定することが望ましく、実施内容が専門的であることから、県西圏域での広域的な設置など、最適な指定方法を小田原市、箱根町、真鶴町と連携し、検討していきます。

障がい児、重症心身障がい児の支援や障がい児の早期発見が適切に行われるよう、子ども・子育て支援法等に基づく支援施策、母子保健施策や教育施策の各担当課が綿密に連携し、切れ目のない支援を実施していきます。

湯河原町子ども子育て支援事業計画では、乳幼児期から社会人への移行期までの、一人一人の多様なニーズに応じた療育・保育・教育体制が受けられるよう、的確な情報の提供や相談などを児童相談所と連携した推進を計画しています。

【子ども子育て支援事業計画記載事項】

事業名	内容	担当課等
あゆみの会	発達やことばの遅れなどが心配、お友達と上手に遊べないなど、気になることがあるときなどに親子で参加する集まりで、言語聴覚士などが指導、助言を行います。	社会福祉課
重度障がい者医療費助成制度	重度障がいの方が、医療機関等にかかったときの保険診療該当分の自己負担分を助成します。	社会福祉課
児童福祉法に基づく障がい児通所支援	児童福祉法に基づく各種サービス（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を受けるための通所給付決定や通所支援の利用に係る費用を負担します。	社会福祉課
相談・指導体制の整備	健康診断時における障がいの早期発見と、関係機関との連携を図り、適切な指導と助言に努めます。	保健センター

第6節 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障がい福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要です。また、サービス利用計画の作成については、重度障がい者等の地域生活を支援する上で重要です。

基幹相談支援センター、委託相談事業等を活用し、障がいの種別や各種のニーズに対応するための専門的・総合的な支援を行っていくとともに、地域の相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言や人材支援を行うなど、連携の強化を図っていきます。

第7節 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービスも、「人」から「人」に行われるサービスであり、質の高い障がい福祉サービスが提供されるためには、施設整備だけでなく、それを支えるマンパワーの確保が重要な課題となっています。

満足度の高い障がい福祉サービスを提供するためには、障がい福祉サービス事業所に従事している人それぞれが、その職種に応じた専門的知識・技術を高める必要があることから、神奈川県、関係団体等と連携し、資質向上を図ります。

第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項

第1節 地域生活支援事業の概要

障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により事業を計画的に実施します。

この事業は、障がいのある方の福祉の増進を図るとともに、すべての町民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目指しています。

第2節 地域生活支援事業の見込量（総括表）

サービス種別等	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(1) 必須事業			
①理解促進研修・啓発事業	—	—	—
②自発的活動支援事業	—	—	—
③相談支援事業			
(ア)障害者相談支援事業	実施	実施	実施
(イ)基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
(ウ)住宅入居等支援事業	—	—	—
④成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施
⑤成年後見制度法人後見支援事業	—	—	—
⑥意思疎通支援事業	14人分	14人分	14人分
⑦日常生活用具給付等事業	340件	340件	340件
⑧手話奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施
⑨移動支援事業	300時間分	300時間分	300時間分
	30人分	30人分	30人分
⑩地域活動支援センター機能強化事業	1か所	1か所	1か所
	60人分	60人分	60人分

(2) 任意事業			
①訪問入浴サービス事業	3人分	3人分	3人分
②生活訓練等	実施	実施	実施
③日中一時支援事業	3人分	3人分	3人分
④自動車運転免許取得・改造助成事業	実施	実施	実施

第3節 地域生活支援事業の内容と見込量

(1) 地域生活支援事業の種類と内容

サービスの種類	内容
理解促進研修・啓発事業	<p>障がい者等や障がい特性等に関する地域住民の理解を深めるための、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修及び啓発活動を実施することにより、障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。</p> <p>※「心のバリアフリー」とは、障がい福祉分野において、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいいます。</p>
自発的活動支援事業	<p>障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援することにより、「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。</p>
相談支援事業	<p>障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。</p>
【相談支援事業】 障害者相談支援事業	<p>障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うものです。</p>

第2編 各論

サービスの種類	内容
<p>【相談支援事業】 基幹相談支援センター等機能強化事業</p>	<p>市町村等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とした事業です。</p>
<p>【相談支援事業】 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)</p>	<p>賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援することを目的とした事業です。</p>
<p>成年後見制度利用支援事業</p>	<p>障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とした事業です。</p>
<p>成年後見制度法人後見支援事業</p>	<p>成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とした事業です。</p>
<p>意思疎通支援事業</p>	<p>聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とした事業です。</p>
<p>日常生活用具給付等事業</p>	<p>障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。</p>
<p>手話奉仕員養成研修事業</p>	<p>手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。</p>

第2編 各論

サービスの種類	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。
地域活動支援センター機能強化事業	障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とした事業です。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい児者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい児者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とした事業です。
生活訓練等事業	障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練及び指導等を行うことにより、生活の質の向上を図ることを目的とした事業です。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

(2) 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業の見込量については、第5期計画の利用実績と利用意向を考慮しながら、今後の需要見込みを踏まえて設定しました。

【サービス等の実績と計画】

サービスの種類	単位	第5期計画			第5期実績			第6期計画		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
理解促進研修・啓発事業	件				—	—	—	—	—	—
自発的活動支援事業					—	—	—	—	—	—
相談支援事業										
障害者相談支援事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター機能強化事業		実施	実施	実施	—	—	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	件	—	—	—	—	—	—	—	—	—
成年後見制度利用支援事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業										
意思疎通支援事業	人分	12	13	14	14	12	4	14	14	14
日常生活用具給付等事業	件	325	325	330	261	280	340	340	340	340
手話奉仕員養成研修事業		—	実施	実施	—	実施	実施	実施	実施	実施
移動支援事業	時間分	432	443	454	302	331	239	300	300	300
	人分	38	39	40	29	32	27	30	30	30
地域活動支援センター機能強化事業	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	人分	55	55	60	58	59	58	60	60	60
訪問入浴サービス事業	人分	3	3	3	3	2	2	3	3	3
生活訓練等事業					実施	実施	実施	実施	実施	実施
日中一時支援事業	人分	3	3	3	3	2	1	3	3	3
自動車運転免許取得・改造助成事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※ 数値は各年度の3月（一月当たり）の見込量を表します。

※ 時間分は月間延べ時間、人日分は月間延べ利用日数、人分は月間実人数を表します。

※ 意思疎通支援事業は意思疎通支援者派遣事業における年間1回以上利用した方の人数を表します。

※ 日常生活用具給付等事業については、年間の給付件数を表します。

※ 令和2年度の数値については、見込値です。

(3) 地域生活支援事業の見込量確保のための方策

地域生活支援事業の円滑な実施が図れるよう、相談支援事業所等の関係機関と連携し、障がい児者やその家族へサービス利用に関する事業所等の情報を提供します。

第5章 計画の推進

第1節 計画の周知

計画の周知においては、障がいに関する正しい知識や理解を広める必要があります。関係機関や障がい者支援に関わる人々と連携し、障がいのある人もない人も共に暮らす地域社会実現のために、広報やホームページ、窓口等を通じて、制度の周知徹底と意識啓発を図ります。

また、相談支援機関や各種サービス事業所等にも情報提供を行い、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を進めます。

第2節 計画の推進体制の確立

計画を推進するには、保健・医療・福祉・教育・就労など、さまざまな分野の関係機関による連携が必要です。そのため、庁内関係課はもとより、小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町の1市3町による自立支援協議会を中心に関係機関・関係団体と連携を強化し、一人一人のライフステージに応じた支援を行い、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画の推進体制を確立します。

第3節 国・県・近隣市町との連携

神奈川県は、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援並びに、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域については、保健・医療と福祉との連携を図る観点から、二次保健医療圏を基本として、県内を8つの区域に分けた「障害保健福祉圏域」と同一の区域とします。

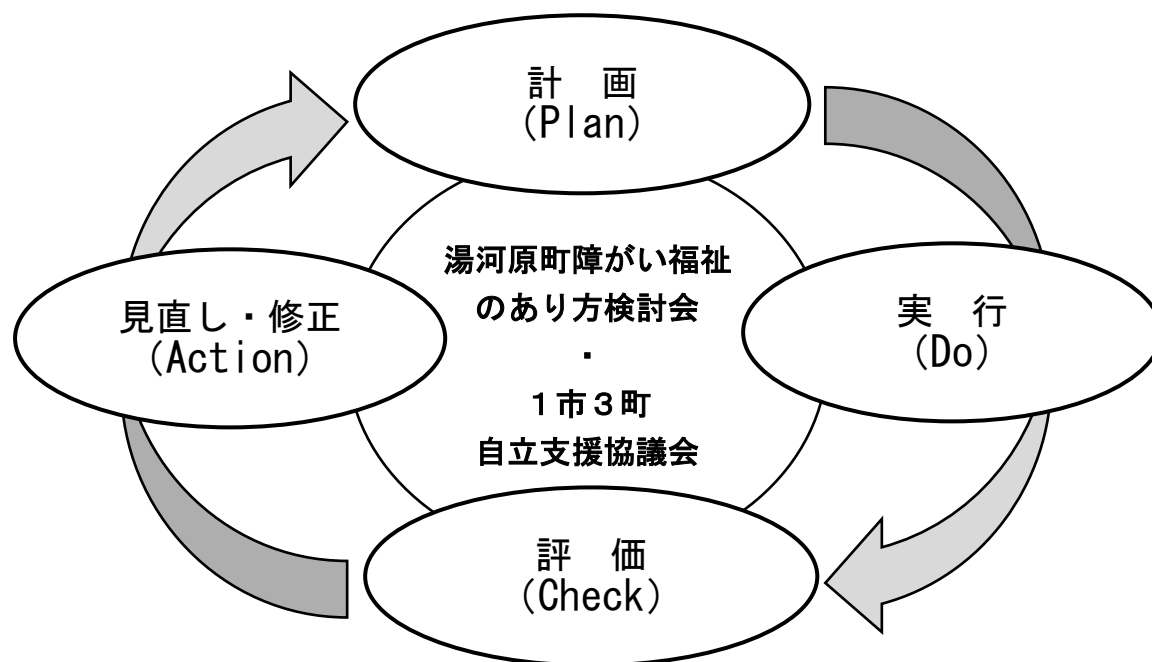
湯河原町は、県西圏域（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）に属しています。国・県・県西圏域の動向を把握しながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、1市3町地域障害者自立支援協議会などを通じて、近隣市町と情報交換や地域の課題等について協議を行い、連携を図ります。

第4節 計画の進行管理

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の成果目標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

また、本計画で設定した目標（Plan）を行動計画として実行（Do）し、実行した計画を評価・測定し（Check）、必要に応じて修正（Action）し、新たな目標を設定して行動に移していく「PDCA」サイクルを進めていきます。

◆◆◆ 点検・評価のプロセスのイメージ（PDCA）◆◆◆



第5節 計画の達成状況の点検及び評価

本計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、「湯河原町障がい福祉のあり方検討会」に報告し、点検・評価をしていきます。その際にPDCAサイクルの考えに基づき、改善、計画、実施をしていきます。

また、小田原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町で共同設置している「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」においても必要に応じて報告し、本計画の目標達成に向けた意見等を確認していきます。

資料編

- 1 湯河原町障がい福祉のあり方検討会
- 2 障がいに関する用語集

資料編

1. 湯河原町障がい福祉のあり方検討会

(1) 名称について

「湯河原町障がい福祉のあり方検討会」とする。

(2) 目的について

既存の事業の見直しや社会資源の発掘及び各種団体の連携等、創意工夫により、機能的で個性的な障がい福祉サービスの検討を行うことを目的とする。

(3) 議長及び副議長について

議長と副議長は、出席者の互選とし各1名とする。

(4) 議事の範囲について

- ① 障がい児者福祉に係る情報交換
- ② 各団体等における情報提供
- ③ 障がい児者福祉に係る研修
- ④ その他

(5) 構成員について

- ① 別表1の団体とする。
- ② その他、当検討会が必要と認めた者。

(6) 事務局について

社会福祉課障がい福祉係とする。

(7) 開催回数について

原則として、年2回行うものとする。ただし、当検討会が必要と認めた場合は、随時行うものとする。

別表 1

No.	団 体 名	備 考
1	湯河原町真鶴町肢体不自由児者父母の会	2 名
2	よつばの会	2 名
3	精神保健福祉ボランティアグループ とまり木	2 名
4	特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぽぽ	2 名
5	ともみの会	1 名
6	湯河原町民生委員児童委員協議会	2 名
7	小田原保健福祉事務所保健福祉課	1 名
8	社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会	1 名

資料編

○構成員

敬称略

No.	団 体 等 名	役 職	氏 名
1	湯河原町真鶴町肢体不自由児者父母の会	代 表	牧 野 正 子
2	〃	会 計	溝 口 多 恵 子
3	よつばの会	代 表	秋 山 裕 子
4	〃	会 計	森 岡 裕 子
5	精神保健福祉ボランティアグループ とまり木	代 表	大 野 洋 子
6	〃	会 計	高 島 智 恵 子
7	特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぽぽ	理 事 長	茂 登 山 正 人
8	〃	所 長	鈴 木 雅 之
9	ともみの会	代 表	車 谷 佐 智 子
10	湯河原町民生委員児童委員協議会	会 長	梅 原 紘 明
11	〃	主任児童委員	劔 持 恭 子
12	小田原保健福祉事務所保健福祉課	課 長	中 條 和 子
13	社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会	事務局長	露 木 豪

2. 障がいに関する用語集

* 出典：WAM-NET（独立行政法人福祉医療機構が運営する総合情報サイト）

アスペルガー症候群

発達障害の一種で、知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障害、コミュニケーションの障害及び行動と興味の範囲が限局的で常同的であることを特徴としている。

アセスメント

事前評価などと訳される。利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助に先だって行われる一連の手続のことをいう。ケアマネジャーがケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握するために行われる。

アドボカシー

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。（→権利擁護）

育成医療

身体に障害のある児童の健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療。以前は児童福祉法に基づく制度であったが、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、2006（平成18）年4月からは、自立支援医療の一種として位置づけられている。

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業。障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業などがある。

移動支援

屋外での移動が困難な障害者等に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援すること。

医療観察法

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

医療保護入院

精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない人に対して、本人の同意がなくても、精神保健指定医の診察と保護者の同意を得て入院・保護すること。精神保健福祉法による入院形態の一つ。

介助犬

肢体不自由の人の日常生活を助けるために、特別な訓練を受けた犬。例えば、物の拾い上げ、特定の物を手元に持ってくる、ドアの開閉、スイッチの操作など肢体不自由の人が困難な動作をサポートする。盲導犬、聴導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

ガイドヘルパー

主に、障害者に対し外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパー。重度の視覚障害者や脳性まひ者等全身性障害者、知的障害者、精神障害者において、社会生活上外出が不可欠なとき、余暇活動等社会参加のための外出をするとき、適当な付き添いを必要とする場合に派遣される。

基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として 2012（平成 24）年 4 月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

基本相談支援

地域の障害者・児の福祉に関する問題について、障害者・児、障害児の保護者または障害者・児の介護を行う者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行い、これらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与することをいい、障害者総合支援法に規定されている。

強度行動障害

激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいう。

筋萎縮性側索硬化症

筋肉を動かし、運動を行うための神経（運動ニューロン）が障害される病気。神経の命令が伝わらないことによって、必要な筋肉がだんだん縮み、力が弱くなっていく。原因不明の進行性の病気で、難病にも指定されている。「ALS」とも呼ばれる。

筋ジストロフィー

筋肉そのものに遺伝性の異常があり、徐々に筋肉の破壊が生じるさまざまな疾患の総称。筋肉の拘縮、骨格の変形などが生じ、重症例では、歩行不能、呼吸機能障害などを引き起こす。

グループホーム

認知症高齢者や障害者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」

のことをいう。

計画相談支援

障害者総合支援法において、サービス利用支援及び継続サービス利用支援のことをいう。

継続サービス利用支援

障害者総合支援法において、継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、その変更等を行うことをいう。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。(→アドボカシー)

高機能自閉症

知的障害を伴わない自閉症のことをいう。発達障害の一つであり、知能指数が高い(おおむね IQ70以上)が、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった自閉症の特徴を持つ。

後見人

適正な財産管理や法律行為を行使できない者に対して、財産管理や監護をする人。後見人には、親権者等がない未成年者を保護するための未成年後見人と判断能力が不十分な成年者(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等)を保護するための成年後見人の二つがある。

高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。高次脳機能障害者への支援としては、障害者総合支援法による都道府県地域生活支援事業において、高次脳機能障害支援普及事業が実施されており、高次脳機能障害者への相談支援及び支援体制の整備が図られている。

更生医療

身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。以前は、身体障害者福祉法に基づく制度であったが、2006(平成18)年4月からは、障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の施行に伴い、自立支援医療の一種として位置づけられている。

更生相談所

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づいて、都道府県が設置する障害者の更生援護に関する専門的相談・判定機関。身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所がこれに当たる。なお、指定都市については任意に設置できることとされている。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者や障害者等の移動上および施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。従来の交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物（学校、病院、劇場、ホテル、老人ホーム等）、建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路等）などについて、高齢者や障害者等が移動等を円滑に行えるようにするための基準が定められている。「バリアフリー法」とも呼ばれる。

サービス利用支援

障害者総合支援法において、障害者の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画を作成することをいう。

支援費制度

障害者自らが、サービスを提供する指定事業者や施設を選び、直接契約を結んでサービスを利用する仕組み。サービスを利用した場合、障害の種別や居宅・施設の区分に応じた「支援費」が支給されたことから、このように呼ばれた。2003（平成15）年度から身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法に導入されたが、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）による新しい障害保健福祉サービスの形成により、2006（平成18）年度に廃止された。

施設入所支援

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

肢体不自由

身体障害の一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障害があることをいう。身体障害者福祉法における障害の分類では、最も対象者が多い。

社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、単に「社協」とも呼ばれる。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を営業者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされているおり、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人をいう。社会福祉法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定される公益法人よりも、設立要件を厳しくしており、公益性が極めて高い法人であるといえる。このため、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点が

求められる一方、税制上の優遇措置などがとられるといった特徴がある。

障害基礎年金

国民年金から支給される公的年金の一つ。国民年金の加入中に初診日のある病気やけがで、障害認定日において一定の障害状態にあった場合に支給される。障害の程度により、1級と2級に分かれている。障害基礎年金を受けるためには、一定の保険料納付要件を満たしている必要がある。なお、初診日が20歳未満である障害については、20歳になった日から支給される。

障害厚生年金

厚生年金から支給される公的年金の一つ。厚生年金の加入中に初診日のある病気やけがで、障害認定日において一定の障害状態にあった場合に支給される。障害の程度により、1級から3級までがあり、1級・2級に該当した場合には、国民年金の障害基礎年金に上乗せして支給され、3級の障害者には障害厚生年金のみが支給される。なお、障害厚生年金を受けるためには、一定の保険料納付要件を満たしている必要がある。

障害支援区分

市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。なお、「障害者支援区分の認定を含めた支給決定の在り方」については、障害者総合支援法の施行後3年（障害者支援区分の施行後2年）を目途に検討することとされています。

障害者基本法

障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

障害者虐待

障害者に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為。虐待行為を防止することが、障害者の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、2011（平成23）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定された。この法律で定義されている虐待として、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④保護の放置（ネグレクト）、⑤経済的虐待がある。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の

責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。通称「障害者虐待防止法」。

障害者ケアマネジメント

障害のある人は地域で自分らしく主体的に生活することを望んでおり、単に福祉サービスを提供するだけでなく、障害のある人のエンパワメントの視点から福祉・保健・医療・教育・就労等のさまざまなサービスを提供する必要がある。障害者ケアマネジメントはこのような観点から、どのような人生を送りたいかを本人とケアマネジャー（相談支援専門員）が十分に話し合い、サービス等利用計画を作成して、総合的なサービスを提供する方法。

障害者雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障害者の雇用の割合（「法定雇用率」ともいう）。2013（平成25）年4月1日からは、民間企業では2.0%、国・地方公共団体・特殊法人では2.3%、都道府県等の教育委員会では2.2%と定められている。障害者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

障害者支援施設

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設。障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、従来、身体障害者福祉法等の障害福祉関係の各法により設置運営されていた施設が、一元化されたもの（ただし、障害児施設に関しては、児童福祉法に設置根拠がある）。

障害者就業・生活支援センター

障害者の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。

障害者職業センター

障害者の職業生活における自立を促進するための施設で、障害者職業総合センター、広域障害者職業センター、地域障害者職業センターの3種類がある。

障害者の権利に関する条約

障害者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。2006（平成18）年12月13日、第61回国際連合総会において採択され、日本は2007（平成19）年9月28日に署名をした。前文と本文50条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障害を理由とする差別を禁止し、障害者に他者との均等な権利を保障することを規定している。

障害者の雇用の促進等に関する法律

障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務づけるなど、障害者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。「障害者雇用促進法」とも呼ばれる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者自立支援法に代わって、2013（平成 25）年 4 月 1 日から新たに施行される法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障害者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。「障害者総合支援法」とも呼ばれる。

障害程度区分

2014（平成 26）年から、「障害支援区分」へと改称され、内容も見直されている。

障害福祉計画

障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定される行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市区町村は市区町村障害福祉計画を、都道府県は都道府県障害福祉計画を策定することが義務付けられている。

職業リハビリテーション

障害者等のリハビリテーションの過程において、職業生活への適応を相談・訓練・指導し、その人にふさわしい職に就けるよう援助する専門技術の領域をいう。具体的には、障害者職業センター、障害者職業能力開発校等において行われる。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

精神障害のために善悪の区別がつかないなど刑事責任を問えない状態（心神喪失または心神耗弱の状態）で、殺人、放火などの重大な他害行為を行った人に対して、必要な観察・指導を行うことにより、その病状の改善と再発の防止を図り、社会復帰を促進することを目的とした法律。「医療観察法」とも呼ばれる。

身体障害

身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）の五つに分類されている。

身体障害者更生相談所

身体障害者に対する各種相談・指導、判定などを行う機関。身体障害者に対して、専門的な相談・指導を行うとともに、補装具・更生医療の給付等に伴う医学的・心理学的・職能的判定などを行っている。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障害の程度により1級から6級がある。

身体障害者福祉司

身体障害者更生相談所などに置かれる職員で、身体障害者に関する相談・指導のうち専門的な知識・技術を必要とするものを行うほか、福祉事務所の所員に対する技術的指導、市区町村間の連絡調整や情報提供等を行う。

身体障害者福祉法

身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、必要に応じて保護し、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする法律。この法律では、具体的な更生援護として、身体障害者手帳の交付、診査、更生相談、障害福祉サービスの提供などを定めている。

児童デイサービス

障害児につき、知的障害児施設や肢体不自由児施設等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行うサービス。療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童を対象とし、障害者自立支援法の介護給付に分類されていた。障害者自立支援法・児童福祉法の改正により、2012（平成24）年4月より児童福祉法の障害児通所支援へと改正・総合された。

重症心身障害者

重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複している者。大島一良氏が発表した大島分類によって区分される1から4に当てはまる児童を一般に重症心身障害児としている。そして、成人した重症心身障害児を重症心身障害者といっている。

ジョブコーチ

障害者が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者をいう。障害者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。「職場適応援助者」ともいう。

自立訓練

障害者総合支援法においては、訓練等給付の対象として行われる必要な訓練を指す。日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な訓練が行われる。自立支援給付の対象とされる。身体障害者を対象とする「機能訓練」と知的障害者及び精神障害者を対象とする「生活訓練」に分かれる。

自立支援協議会

障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備に

ついて協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同して設置する。自立支援協議会を設置した都道府県及び市区町村は、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。なお、障害者総合支援法においては、単に「協議会」という名称で規定されている。これは、地域の実情に応じて定められるよう、名称を弾力化したためである。

生活支援員

障害福祉サービス事業所に置かれる職員で、相談援助、入退所の手続き、連絡調整などを行う。

精神障害

統合失調症、気分障害（うつ病など）等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障害の程度により1級から3級がある。

精神通院医療

精神障害者の適正な医療の普及を図るため、精神障害者に対し、病院等へ入院することなく行われる精神障害の医療。以前は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく制度であったが、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、2006（平成18）年4月からは、自立支援医療の一種として位置づけられている。

精神保健福祉士

精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神障害者の社会復帰に関する相談援助等を行うソーシャルワーカーをいう。精神保健福祉士の義務として、誠実義務や他職種との連携、資質向上の責務などが定められている。「PSW」とも呼ばれる。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。1999（平成11）年の民法の改正等において、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。

成年後見人

精神上の障害により判断能力に欠けるとして、家庭裁判所により後見開始の審判を受けた者（成年被後見人）の財産に関するすべての法律行為について代理権を有する者。

相談支援

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、2012（平成24）年4月から、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられた。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を特定相談支援事業という。

相談支援専門員

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

措置入院

精神障害により本人に切迫した自傷他害のおそれがある場合に、精神保健指定医の診察のもとで、本人の意思に関わらず入院・保護すること。2名以上の精神保健指定医の診察の結果、入院させなければ自傷他害行為のおそれがあると一致した場合に入院させることができる。精神保健福祉法による入院形態の一つ。

ソーシャルワーカー

人権や社会正義など福祉倫理に基づき、専門的な知識・技術を有して社会福祉援助を行う専門職を指すソーシャルワーカーは、利用者の立場を尊重して、本人が問題解決できる援助が重要とされる。

知的障害

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

地域移行支援

障害者総合支援法において、障害者支援施設、のぞみの園等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を供与することをいう。

地域活動支援センター

障害者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害者の自立した地域生活を支援する場。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられる。

地域相談支援

障害者総合支援法において、地域移行支援及び地域定着支援のことをいう。

地域定着支援

障害者総合支援法において、居宅において単身生活をする障害者に対する常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を供与することをいう。

地域福祉計画

地域の福祉施策について、各自治体における方針や整備すべき社会福祉サービスなどについて目標が明記されたもの。社会福祉法において地域福祉の推進が求められ、施設福祉中心であった従来の福祉制度の見直しが行われている。

知的障害者更生相談所

知的障害者に対する各種の相談・指導などを行う機関。知的障害者に対して、専門的な相談・指導を行うとともに、18歳以上の知的障害者の医学的・心理学的・職能的判定などを行っている。

知的障害者福祉司

知的障害者更生相談所に置かれる職員で、知的障害者に関する相談・指導のうち、専門的な知識・技術を必要とするものを行うほか、福祉事務所の所員に対する技術的指導、市区町村間の連絡調整や情報提供等を行う。

注意欠陥・多動性障害

注意欠陥多動性障害（AD/HD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）は、「集中できない（不注意）」「じっとしてられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などを特徴する発達障害。注意欠陥多動性障害の特徴は、通常7歳以前に現われる。多動や不注意といった様子が目立つのは小・中学生ごろだが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともいわれている。

聴導犬

耳の不自由な人の日常生活を助けるため、特別な訓練を受けた犬。玄関のチャイムやFAX着信音、危険を意味する音などを聞き分け、必要な情報を伝える。介助犬、盲導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

特定疾患

厚生労働省が難病対策のための研究事業等において対象としている疾患。特定疾患治療研究事業では、原因の究明および治療方法確立等のための研究を行う医療機関に対し研究費の補助を行って研究を進めている。また、対象患者については医療費の自己負担分が補助される。現在スモン、ベーチェット病など56の疾患が対象となっている。

特定非営利活動促進法

ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的として、1998（平成10）年に成立した法律で、「NPO法」とも呼ばれる。なお、NPOは、Non Profit Organizationの略語である。

特定非営利活動法人

ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお、同法により認証された法人を特定非営利活動法人（NPO 法人）という。

特別支援学級

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障害をもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障害のある者で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障害種別に分かれて行われていた障害を有する児童・生徒に対する教育について、障害種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成 18）年の学校教育法の改正により創設された。

特別支援教育

障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。2006（平成 18）年 6 月の学校教育法等の一部改正において具現化された。具体的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障害種にとらわれない特別支援学校とするとともに地域の特別支援教育におけるセンター的機能を有する学校とすること、②小中学校等において特別支援教育の体制を確立するとともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状へ総合化を図ること等により、障害のある児童・生徒等の教育の一層の充実を図ることとしている。

特別障害者手当

20 歳以上で著しく重度の障害があり、日常生活において常に特別な介護を必要とする人に対して支給される手当。本人や扶養義務者等の前年の所得が一定以上ある場合は、支給制限がある。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障害児の父母が当該児童を監護するとき、または当該児童の父母が監護しない場合に父母以外の者が養育するとき、父母または養育者に支給される手当。支給対象となる児童は、20 歳未満の障害児であり、障害の程度により、1 級および 2 級に区分されている。手当額は障害の程度（1 級、2 級）に応じた額となっており、受給資格者の前年の所得が一定以上

の場合は支給制限がある。

難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和 47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である 130 の疾患と関節リウマチ）も障害者の定義に加えられた（2013（平成 25）4 月 1 日施行）。

任意入院

精神保健福祉法による入院形態の一つで、精神障害者本人の同意に基づく入院をいう。人権擁護の観点からも、医療を円滑かつ効果的に行うということからも、精神保健福祉法では本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならないとされている。退院についても、原則として本人の意思による。

認定調査

障害者総合支援法における障害程度区分を判定するために行う調査。市区町村の認定調査員等が、申請のあった本人・保護者等と面接をし、調査項目等について調査する。

ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

発達障害者支援センター

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児・者に対する支援を総合的に推進する地域の拠点となる機関。障害児入所施設等に附置され、都道府県、指定都市または委託を受けた社会福祉法人等が運営する。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等を有する障害児・者及びその家族に対して、専門の職員による相談支援、医学的な診断及び心理的な判定、就労支援などが行われる。

発達障害者支援法

発達障害を早期に発見し、発達障害者の自立や社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律。発達障害を、自閉症、アスペルガー症候

群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定義している。また、発達障害者支援センターを設置して、発達障害の早期発見、発達障害者本人やその家族への専門的な相談援助や情報提供、就労支援などを行うこと等が定められている。

バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

福祉ホーム

家庭環境や住宅事情等の理由により、家庭において生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で、居室等を提供して、日常生活に必要な支援を行う施設。

盲学校

盲者（強度の弱視者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、必要な知識技能を授けることを目的とする学校。2006（平成 18）年の学校教育法の改正により、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られ、盲学校、聾学校及び養護学校は「特別支援学校」に一本化された。現在も校名として「盲学校」の名称であることも多い。

盲導犬

目の不自由な人が道路で安全に歩行することを助けるため、特別な訓練を受けた犬。例えば、段差や交差点、障害物を教えるなどのサポートをする。路上では、白または黄色のハーネスと呼ばれる胴輪を付けている。介助犬、聴導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

養護学校

知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、必要な知識技能を授けることを目的とする学校。2006（平成 18）年の学校教育法の改正により、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られ、盲学校、聾学校及び養護学校は「特別支援学校」に一本化された。現在も校名として「養護学校」の名称であることも多い。

理学療法

身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るために、治療体操その他の運動を行わせるとともに、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。整形外科の手術、矯正または固定ギプス包帯法等といった整形外科の治療とは区別される。理学療法は、運動療法や日常生活活動訓練が主に用いられるが、温熱、電気刺激等を加える物理療法についても、血液循環をよくしたり、疼痛を和らげるために用いられることが多い。

理学療法士

理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下に、理学療法を行うことを業とする者。理学療法士の活躍する領域は、病院や診療所、リハビリテーションセンターなどの医療関連施設のほか、介護老人保健施設、障害者支援施設、スポーツセンターなど、医療、保健、福祉、スポーツ分野の広範囲にわたっている。

リハビリテーション

心身に障害のある者の全人間的復権を理念として、障害者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。他に、「権利の回復・復権」「犯罪者の社会復帰」などの意味合いも含んでいる。

療育手帳

知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自治体によって異なる。

利用者負担

福祉サービスなどを利用した際に、サービスに要した費用のうち、利用者が支払う負担分。介護保険法においては応益負担が原則とされ、その負担割合はサービスに要した費用の1割である。障害者総合支援法においては負担能力に応じた負担（応能負担）が原則となっている。なお、施設入所などにおける食費や居住費（滞在費）については、全額利用者負担となっている。

聾学校

聾者（強度の難聴者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、必要な知識技能を授けることを目的とする学校。2006（平成18）年の学校教育法の改正により、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られ、盲学校、聾学校及び養護学校は「特別支援学校」に一本化された。現在も校名として「聾学校」の名称であることも多い。

ワンストップサービス

行政上の様々な手続きを、一度に行える仕組みのことを指す。2009（平成21）年11月と12月には全国の公共職業安定所（ハローワーク）において、職業紹介、住まいの情報提供、生活保護手続を行うことができる「ワンストップ・サービス・デイ」を実施した。

第6期湯河原町障がい福祉計画 第2期湯河原町障がい児福祉計画

発行 令和3年3月

企画・編集 湯河原町社会福祉課

〒259-0392 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

電話 (0465) 63-2111 (代表)

FAX (0465) 63-2940



**湯けむりと笑顔あふれる
四季彩のまち 湯河原**